

※受付番号

写真
(3.0×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
1枚を添付(貼り
付けないで)くだ
さい。

石綿作業主任者技能講習受講申込書

フリガナ		旧姓・通称 併記希望	フリガナ	
氏名		有・無	旧姓・通称 併記希望者のみ	
生年月日	年月日	電話	— —	
住所	〒 —			
所属事業所	事業所名	電話		
	代表者名	FAX	建災防山口県支部	会員・非会員
	所在地	〒 —	※資格確認印	受付担当

年 月 日

建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

上記記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があつても、異議申立てはいたしません。

申込者 (受講者本人)	
----------------	--

(注)

- この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確（戸籍に記載されている文字）に記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き訂正してください。**修正テープ等は使用できません。**
記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
- ご本人確認のため、受講申込時、公的書面（自動車運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）の写しを貼付ください。【本人の顔写真のある公的なものを原則とします】修了証へ旧姓の併記を希望される場合は、戸籍謄本又は抄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的書面が必要になります。
- 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講されなかった場合は、修了試験を受験できません。
- 受講日から4営業日前(受講当日を除く)までのキャンセル・欠席の場合、受講料は返却いたしません。
- 写真(3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入)1葉を添付してください。貼り付けないでください。
- ※印の欄は記入しないでください。

講習名	石綿作業主任者技能講習
-----	-------------

必要な作業	労働安全衛生法により、石綿若しくは石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業若しくは第16条第1項第4号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用資料等」という。）を製造する作業は、都道府県労働局長の登録教習機関が行う技能講習を修了した者から作業主任者（法14条、政令第6条23号）を選任し、その者の指揮によらなければ作業ができないこととされています。
-------	---

受講対象者	満18歳以上（年少者規則8条）の者で、建築物等の解体・改修工事において、石綿含有建材を扱う作業で作業主任者になろうとする者
-------	---

講習科目の範囲及び時間

講習科目	範囲	講習時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	石綿による健康障害の病理、症状、予防方法及び健康管理	2時間
作業環境の改善方法に関する知識	石綿等の性質及び使用状況 石綿等の製造及び取扱いに係る器具その他の設備の管理 建築物等の解体等の作業における石綿等の粉じんの発散を抑制する方法 作業環境の評価及び改善の方法	4時間
保護具に関する知識	石綿等の製造又は取扱いに係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	2時間
関係法令	労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全委衛生規則（昭和47年労働省令第32号）中の関係条項 石綿障害予防規則	2時間